

施行細則 第15号

役員候補者の選出に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款23条に定める役員の選任について、役員選任の対象となる候補者の選出手続きに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員候補者)

第2条 正会員の役員候補者は、協会と連携した組織である、鳥取県管工事業協会東部支部、中部支部、西部支部から推薦された者とする。

2 正会員以外の役員候補者は、定款第23条第2項に規定する者とする。

(役員候補者の選任)

第3条 前条第1項に規定する役員候補者は、正会員（法人にあってはその法人の代表者）のうちから選任する。ただし、法人にあっては、その法人を代表することができる役員または、これに準ずる者のうちから選任することができる。

(代表代行の手続き)

第4条 法人が代表の代行を行う場合は、「代表代行申請書」を協会へ提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 代表の代行について理事会の承認を得たときは、協会から速やかに該当する支部へ通知する。

(改 廃)

第5条 この規程の改正、廃止は理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成25年5月1日から施行する。

様式1号（正会員）

代表代行申請書

令和 年 月 日

一般社団法人 鳥取県管工事業協会
会長 荒川 恵 様

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

下記の者を当社の代表代行として申請します。

代表代行者

職 名

氏 名